特定農地貸付規程（例）

（目的）

第１　この規定は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に○○○【貸付主体の 名称】が行う特定（都市）農地貸付け（以下「貸付けという。」）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

（貸付主体）

第２　本貸付けは、○○○【貸付主体の 名称】が実施するものとする。

（貸付対象農地）

第３　貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び○○○【貸付主体の 名称】が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類（貸付農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、貸付農地の所有者の氏名又は名称及び住所を含む。）は、別表のとおりとする。

（貸付条件）

第４　貸付条件は、次のとおりとする。

(1) 貸付期間は、○年間とする。

(2) 貸付けに係る賃料は、１区画当たり年間○○○円とする。（（注）区画の面積によって賃料が異なる場合は、その旨記載する。）

(3) 貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、賃料を毎年○月○日までに○○○【貸付主体の 名称】に支払うものとする。

２　貸付農地において、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

(１) 建物及び工作物を設置すること。

(２) 営利を目的として作物を栽培すること。

(３) 貸付農地を転貸すること。

（募集の方法）

第５　貸付けを受けようとする者の募集は、チラシ、掲示等による一般公募とする。

２　募集期間は、当該募集に係る農地を貸し付けることとなる日の○○日前から○○日間とするものとする。

（申込みの方法）

第６　貸付けを受けようとする者は、第５の２に規定する募集期間内に○○○【貸付主体の 名称】へ申込書を提出しなければならないものとする。

（選考の方法）

第７　○○○【貸付主体の 名称】は、第６の規定に基づき申し込みをした者の中から借受者を決定するものとする。

２　申込をした者の数が募集した数を上回る場合は抽選により借受者を決定するものとする。

３　○○○【貸付主体の 名称】は、１又は２により借受者を決定した場合はその旨を当該者に通知するものとする。

（貸付農地の管理・運営等）

第８　○○○【貸付主体の 名称】は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため、管理人を設置する。

２　管理人は、次の業務を行う。

(1) 貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示

(2) 貸付農地における作物の栽培等の指導

（貸付契約の解約等）

第９　次の各号に該当するときは、貸付契約を解約することができる。

(１) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき

(２) 第４の２に掲げる行為をしたとき

(３) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき

（貸付農地の返還）

第10 借受者は、第４の１の（１） の規定による貸付期間が終了したとき又は第９の規定による解約をしたときは、すみやかに貸付農地を現状に復し返還しなければならない。

（賃料の不還付）

第11 既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(１) 借受者の責任でない理由で貸付ができなくなった場合

(２) ○○○【貸付主体の 名称】が相当な理由があると認めたとき

附則

この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」（平成元年法律第５８号）第３条第３項の規程による農業委員会の承認があった日から施行する。

（自己所有農地（生産緑地地区内）で市民農園を開設する場合）

貸付協定

（目的）

第１ ○○○〔特定農地貸付けにより市民農園を開設する者〕（以下「開設者」という。）及び小牧市は、市民農園の用に供する農地（以下「特定貸付農地」という。）の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協定の区域）

第２ この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

（特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項）

第３ 開設者は、特定農地貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

２ 開設者は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付けを受けた農地（以下「借受農地」という。）の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

３ 開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

４ 開設者は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、小牧市は、開設者から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

（特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項）

第４ 開設者は、市民農園の整備に当たり、既存水路の分断、既存の農業

用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

２ 開設者は、地域において行う航空防除、共同防除等の病害虫の防除の計画を把握し、借受者に適切に指導するものとする。

３ 開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。

４ 小牧市は、開設者から１から３に関して指導等の要請があったときには、誠意を持って協力するものとする。

（特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項）

第５ 開設者は、特定農地貸付法第３条第４項の規定による特定農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときには、自ら当該農地を適切に農業的利用を行うものとする。なお、開設者自ら当該農地を農業的利用に適切に利用することが困難な場合等のときは、小牧市が指定する方法、指定する者に対し、所有権の移転又は使用収益権の設定を行うものとする。

２ 開設者は、特定農地貸付けを廃止する場合には、○ヶ月間の予告期間をおいて行うものとする。

３ 開設者は、特定農地貸付法第３条第４項の規定による特定農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園のあっせんを行うものとする。

４ 小牧市は、開設者が自ら行う当該農地の適切な農業的利用又は小牧市が指定する者に対して行う所有権の移転若しくは使用収益権の設定が適切かつ確実に行われるとともに、他の市民農園のあっせんが円滑に行われるよう、開設者に対し必要な助言その他の支援を行うものとする。

（開設者が小牧市に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項）

第６ 開設者は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、小牧市に定期的に報告しなければならない。

（実施調査等）

第７ 小牧市は、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞取り等による調査を行うものとする。

（開設者が特定貸付農地を適切に利用していない場合の協定の廃止）

第８ 小牧市は、開設者が正当な理由なく特定貸付農地の管理の放棄を行っているなど、特定貸付農地を適切に利用していないと認める場合には、本協定を廃止するものとする。

この協定の証として、本書２通作成し、開設者及び小牧市が記名のうえ、各自１通を保有する。

令和　年　　月　　日

　（開設者）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

（小牧市）

　　住所　小牧市堀の内三丁目１番地

氏名　小牧市長 山下　史守朗　 　㊞

別表

土地の一覧表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 土地の所在 | 地目 | 利用状況 | 面積（㎡） |
|  |  |  |  |  |